

## 作業部会の設置について

令和 3 年 9 月 1 7 日  
文化芸術分野の適正な契約関係  
構築に向けた検討会議決定

## (作業部会の構成)

1. 「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議取扱要項」(令和3年9月8日文化庁長官決定)3.(4)の規定に基づき、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議(以下「検討会議」という。)に、以下の作業部会(ワーキンググループ)を置く。

	作業部会名	検討課題
	スタッフ ワーキンググループ (仮称)	(1) スタッフに関する契約書のひな型案の作成 (2) スタッフに関する契約書の解説案の作成 (3) その他
	実演家 ワーキンググループ (仮称)	(1) 実演家に関する契約書のひな型案の作成 (2) 実演家に関する契約書の解説案の作成 (3) その他

## (作業部会の開催方法)

- 2.(1) 作業部会に主査を置き、検討会議の委員のうちから、検討会議の座長が指名する。
- (2) 主査は、検討会議の委員のうちから、作業部会のメンバーを指名する。
- (3) 作業部会には、必要に応じて、検討会議の委員以外の者の出席を求めるものとする。
- (4) 作業部会は、原則非公開とする。ただし、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。